



令和9年度 おい町 入園の手引き (教育・保育給付認定の手引き)

受付期間

令和8年10月1日(木)～令和8年10月30日(金)

受付場所

《大飯地域》

- ① おおい町役場住民窓口課
- ② 利用を希望する認定こども園（※上記期間内に①への提出が難しい方）

《名田庄地域》

- ① 名田庄こども園
- ② おおい町役場住民窓口課 または
おい町里山文化交流センター住民サービス室

留意事項

- ◆ 令和9年4月から令和10年3月までの入園すべてを上記期間に受付します。
産休・育休明け等で年度途中から入園を希望される場合も、受付期間内に申込を行ってください。(未出生児でも申込は可能です。)
また、町外より転入予定の方などは事前にご相談ください。
- ◆ 入園後、新しい環境に慣れるための「慣らし保育」を実施しています。

【お問い合わせ】

おい町役場 住民窓口課

〒919-2111 福井県大飯郡おい町本郷 136-1-1

TEL：(0770) 77-4053

MAIL：jumin@town.ohi.lg.jp

1. 教育・保育給付認定について

保育園等の入園にあたっては、おおい町からの「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」とは、お子さんの教育もしくは保育の必要性について、町が認定を行うものです。

認定区分	子どもの年齢	要件	保育の必要量	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	教育を希望する場合	教育標準時間 (4時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)		保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

※ 現在、おおい町内の施設はすべて認定こども園です。

時間認定区分	就労の想定	最大利用時間
保育標準時間	おおむねフルタイム勤務 (保護者のいずれもが、月120時間以上の就労)	11時間
保育短時間	おおむねパートタイム勤務 (保護者のいずれもが、月48時間以上120時間未満の就労)	8時間



◆ 保育園とは…

保護者の就労などの理由により、家庭内での保育が困難なお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

入園の際には、3ページ「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります。

◆ 認定こども園とは…

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園が1つの施設に集約されている施設です。

認定こども園では、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用ができ、また保護者の就労状況が変化した場合であっても、通いなれた施設を継続して利用できることが大きな特長です。

2. 保育認定（2号認定・3号認定）を受けるには

保育認定（2号認定・3号認定）を受けるためには、下記「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。なお、認定の際には、保育を必要とする事由に応じて、認定の有効期間および保育必要量も決定します。

保育を必要とする事由	左記の要件	有効期間	保育必要量	
			標準時間	短時間
就労	月 120 時間以上の労働	小学校就学まで	○	○
	月 48 時間以上 120 時間未満の労働		不可	○
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと	出産予定日よりも6週間前の日の属する月の初日から、出産日から8週間が経過した日の属する末日まで	○	○
疾病・障がい	保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいを有していること	小学校就学まで	○	○
介護・看護	親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること	小学校就学まで	○	○
災害復旧	—	小学校就学まで	○	○
求職活動	—	入園から 90 日程度	不可	○
就学	—	小学校就学まで	就学時間による	
育児休業	上記の事由ですでに保育園等を利用して、継続利用が必要であること	育児休業にかかる子どもが満 1 歳に到達する日の属する月の末日まで	不可	○
その他	上記に類する状態として町長が認める場合	小学校就学まで	申請内容による	

◆ 保育必要量のイメージ

	7:00	8:00	16:00	18:00
保育標準時間認定の場合	保育標準時間（最長 11 時間）			延長保育
保育短時間認定の場合	延長保育	保育短時間（最長 8 時間）		延長保育

※ 各世帯の実態に応じて、それぞれの時間の範囲内で必要な時間を利用することになります。
 なお、利用時間によっては、延長保育料がかかります。

3. 入園の申し込み手順について

(1) 提出書類

① 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書

※ 利用希望期間は、慣らし保育期間も含めてご記入ください。

② 就労等及び課税状況調査書

③ 入所前児童調査票

④ 保育の必要性を証明する書類（2・3号認定のみ）

※ 下記表のとおり、保育を必要とする事由によって提出書類が異なります。

保育を必要とする事由		必要な書類
就労	会社などに勤務 (フルタイム、 パートタイム等)	- 就労証明書 ※ 必ず所属先から証明を受けてください。 自署のものは受付できません。
	自営・農業・漁業等	- 就労状況申告書 - 自営収入が証明できる書類
妊娠・出産		- 母子手帳の写し ※ 表紙および予定日のページ
疾病・障がい		- 診断書 - 障害者手帳の写し
介護・看護		- 介護保険証の写し - 障害者手帳の写し
災害復旧		り災証明
求職活動		求職活動申立書
就学		- 在学証明書、学生証 - 時間割等スケジュールがわかるもの
育児休業		就労証明書 (育児休業期間が明記されているもの)
その他		町が必要と認めるもの

⑤ その他必要書類

※ 複数の児童の申込をされる方については、証明書等は1部の提出で結構です。

◆ 上記書類は、おおい町役場住民窓口課およびおおい町里山文化交流センター住民サービス室、各認定こども園に設置しています。



(2) 提出先

《大飯地域》

- ① おおい町役場住民窓口課
- ② 利用を希望する認定こども園（※ 受付期間内に①への提出が難しい方）

《名田庄地域》

- ① 名田庄こども園
- ② おおい町役場住民窓口課またはおおい町里山文化交流センター住民サービス室

(3) 申し込み受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金） ※ 土・日・祝は除く

4. 入園の結果通知等について

- ◆ 受付期間内の申込みを優先しますので、期間内に申し込んでください。
定員を超える申込みがあった場合は、期間内の申込みであっても希望する認定こども園等を利用できない場合があります。

(1) 申し込み後の流れ（予定）

令和8年11月～12月	利用調整 ※ 必要に応じて町から連絡させていただくことがあります。
令和9年1月中旬～	決定通知および支給認定証発送
令和9年2月頃～順次	入園に向けた面接

※ 5月以降の入園者については、その都度通知させていただきます。（入園の2ヶ月前頃）

※ 決定通知が届きましたら、園と日程調整をしていただき面接を行っていただきます。

(2) 留意事項

- ◆ 令和9年4月から令和10年3月までの入園すべてをこの期間中に受付しますので、
産休・育休明け等で年度途中から入園を希望される場合も、受付期間内に申込を行って
ください。（未出生児でも申込は可能です。）
- ◆ 入園後、新しい環境に慣れるための「慣らし保育」を実施しています。
慣らし保育のため、入園は、職場復帰の1ヶ月前から可能です。

5. おおい町内の認定こども園について

町内の認定こども園は、私立認定こども園が3ヶ所、公立認定こども園が1ヶ所です。

施設名	公私	利用定員	住所／電話番号	受入時間
佐分利保育園	私立	1号認定 10名	石山 20-14	1号 8:00～13:00 2・3号
		2・3号認定 45名	78-1221	標準時間 7:00～18:00 短時間 8:00～16:30
本郷こども園	私立	1号認定 15名	本郷 110-5	1号 8:00～13:00 2・3号
		2・3号認定 160名	77-0379	標準時間 7:00～18:00 短時間 8:00～16:00
大島認定こども園	私立	1号認定 10名	大島 60-26	1号 8:00～13:00 2・3号
		2・3号認定 50名	77-0210	標準時間 7:00～18:00 短時間 8:30～16:30
名田庄こども園	公立	1号認定 6名	名田庄小倉 16-10-4	1号 8:00～13:00 2・3号
		2・3号認定 84名	67-2126	標準時間 7:00～18:00 短時間 8:00～16:00

◆ 園見学については、直接施設にお問い合わせください。

